

1790年米国関税法

蔵谷 哲也

U.S. Tariff Act of 1790

Tetsuya KURATANI

ABSTRACT

We aim at finding reasons why the US Tariff Act of 1789 was so short-lived and replaced with the Tariff Act of 1790, though the former was supposed to last 7 years by going over the Annals of Congress.

The 1789 Act was a temporary measure and the government could not repay public debt with the revenue generated from the act. The tariff increase inspired by Alexander Hamilton was the answer, namely the Tariff Act of 1790.

Then we compare the 1789 and 1790 acts to find out how the changes were made: more dutiable items were added and several ad valorem rates were increased. But there wasn't a significant difference between them.

KEYWORDS: tariff act, Alexander Hamilton, Annals of Congress, Public Credit, 1790

1. はじめに

1789年米国関税法は米国最初の関税法であった。この法の施法以前は、各邦が独自の関税を海外そして他の邦に対して課していた。¹ その状態から脱却し、州際では関税がなく、海外に対しては対外共通関税を課するといういわゆる関税同盟の機能を持つものを設置する試みが1789年法であった。この法は7年間施法期間が予定されていたが、7年後ではなく、それどころかその次の年に1790年法が登場した。本稿の目的は1790年法出現の背景と特徴を入手可能な資料（特に *Annals of Congress*）から探ることである。

2. 1789年関税法は一時的手段

1789年7月4日の関税法は実験的手法であったことは議会年代記 (*Annals of Congress*) で容易に確認できる。マディソン (James Madison) の本来の法案の主要目的とは歳入、すなわち、政府の通常経費をまかなう手段の供給であり、春の輸入に対してのみ関税を課すことを目論むものだった。しかし、

議会の審議を通じて、ペンシルバニアのフィッツサイモンズ (Thomas Fitzsimons) による法の有効期限を恒常化する働きかけが生じた。すなわち、有効期間を設けるということは、純粋な歳入関税ではなく保護関税の意味合いを持たせる必要が出てきたのである。² 数年間の保護によってある製造業を確立することができるかとフィッツサイモンズは主張した。その根拠としてペンシルバニアでは輸入蠟燭1ポンドにつき既に2セントの関税を課し、この奨励の下で、ペンシルバニアはもはやアイルランドや英国からの輸入を必要とせず、数年の間に地元でかなりの数量を生産するようになったという。³ このことから、数年の保護的措置によって、米国全土に国内供給が可能になるであろうと考えたのである。これは初期段階にある産業の保護が一時的なら正当化できるという典型的な幼稚産業の議論の一例である。

マディソン自身が、この法案を「一時的な制度」と参照している。なぜかといえば、マディソンにとっては、新政府の歳入確保と当時の貿易の無秩序な状況を速やかに回復させる緊急性があったからである。⁴ またどちらかと言えば、マディソンは理論上は自由貿易を選好したので、自由貿易の流れに反す

ることを一時的な制度と呼び容認せざるを得なかった。⁵そして、1789年関税法立法後、わずか五カ月以内にその修正が必要になっていることが明るみに出た。1789年5月15日の議会年代記を見ると、立法以前の時期に、この法の施行期間に関して論争が既にあったことが読み取れる。バージニアのマディソンがこの法案の継続期間を制限する条項を末尾に付け加えることによって修正することを提案した。マディソンは関税と貿易に関する特定の信念を持っていた。貿易を制限することは不正で思慮の足りない行いであると考えた。しかし建国の為には例外が許されなければならない。つまり、保護関税政策が一時的な手段であると証明される限りは貿易の制限に反対しなかったのである。⁶通商の一般的規制は諸国の政策が許す限り自由であるべきだというマディソンの通商政策にする考えは、1789年4月9日の議会年代記で次のように確認できる。国家の歳入という目的を確保する制度でなければならないが、一方では選挙民を圧迫するものであってはならない。これらの目的は米国に輸入される商品に課税することから得ることができると理解している。⁷この発言から、マディソンの提唱する1789年関税法は、貿易、特に輸入を抑制することなく、関税から歳入を確保することを主眼としていたことが窺える。

この動議に対して様々な反応があった。マサチューセッツのエームズ (Fisher Ames) は法案とは政府の必要に釣り合ったものであるべきだと考えた。ペンシルバニアのフィッツサイモンズはこの実務の真の状況に関する適切な知識が欠乏しているので、現在の条項が政府の必要をどれだけ満たし続けるか決定出来ない。それゆえ、こうした環境は継続期間を制約することを著しく困惑させる傾向があると語る。リー (Richard Lee) は法の運営は十分に理解されることができないと考える。将来、議会が必要が生じた時に法の変更ができるようにするために、その法は試験的の制度であり、一時的なものであるべきだと考えた。さらに理論がどんなに完全であっても、実際は結果的に違うことがありうる。そこで施行期間を3～5年に制限するべきであると考えた。⁸

施行期間は、1789年の関税法の第6節によると、1789年7月4日から1796年の7年間であったのであるが、1789年11月、すなわち施行されてからわずか五ヶ月でこの法の修正が必要であることが明白になった。⁹結果的に1789年関税法は1790年8月10日の関税法によって取って代わられた。そして、後者は1790年12月1日から立法された。

3. ハミルトンの影響

アレキサンダー・ハミルトンは1789年9月11日に初代財務長官に任命された。議会はハミルトンに債務残高の現状と新連邦政府によるその引き受けの可能性に関する報告を準備するように要請した。そして、1790年1月14日、ハミルトンによって『公的信用に関する最初の報告 (First Report on the Public Credit)』が米国下院に伝達された。¹⁰ここで、米国の債務を以下のように見積もっている。遅延利子を加えた対外債務は11,710,378.62ドル。国内債務は遅延利子を加えて42,414,085.94ドル。合計54,124,464.56ドル。¹¹外債の年利が542,599.66ドル。内国債の支払利子を4%とすると、1,696,563.43ドルと見積もっている。これらの合計が2,239,163.09ドルである。この支払利子と政府の経常経費 (推定600,000ドル) の合計2,839,163.09ドルを米国は必要とすると計算した。ハミルトンの意見によれば、この金額は現行の輸入財に対する関税とトン税、そしてワイン、蒸留酒(米国内で蒸留された酒も含む)、茶、コーヒーに課税することから、確保できるという。¹²

この報告の中でワイン等に関する関税の提案がなされている。つまり、次の5月末日の後には、これまでワイン、蒸留酒、茶、コーヒーに課された関税は廃止され、その代わりに以下の関税を課すことを提案している。これを1790年関税法の関税と比較してみると、1790年関税法はハミルトン推薦の関税法であることがうかがえる (表1を参照)。また、1790年法はアレキサンダー・ハミルトンによって推薦された最初の関税法案という見解もある。¹³それゆえハミルトン関税 (Hamiltonian Tariff) と称して引用されることがある。また、この関税の意図すること

表1 いくつかの商品の関税率の比較（公的信用報告書の推奨関税と1790年関税法）

品 目	1790年関税	ハミルトン推奨	尺度
Dicas の液体比重計に従って標準強度を越えない10%を上回る蒸留酒	12セント	20セント	1 ガロン
Dicas の液体比重計に従って標準強度を越えずに5%を上回り10%以下の蒸留酒	12.5セント	21セント	1 ガロン
Dicas の液体比重計に従って標準強度を越えないせいぜい5%の蒸留酒	13セント	22セント	1 ガロン
Dicas の液体比重計に従って標準強度を上回るが、20%を越えない蒸留酒	15セント	25セント	1 ガロン
Dicas の液体比重計に従って標準強度を上回るが、20%を上回り、せいぜい40%の蒸留酒	20セント	30セント	1 ガロン
Dicas の液体比重計に従って標準強度を上回るが、40%を上回る蒸留酒	25セント	40セント	1 ガロン
ロンドン強度のマディラ・ワイン	35セント	35セント	1 ガロン
その他のマディラ・ワイン	30セント	30セント	1 ガロン
シェリー酒	25セント	25セント	1 ガロン
その他のワイン	20セント	20セント	1 ガロン

区 分	品 目	1790年関税	ハミルトン推奨	尺度
中国またはインドから輸入された茶	ポヒー茶	10セント	12セント	1 ポンド
	優良な紅茶または他の紅茶	18セント	20セント	1 ポンド
	すべてのヒーチュン茶	32セント	40セント	1 ポンド
	他の全ての緑茶	20セント	24セント	1 ポンド
欧州から輸入された全てのお茶	ポヒー茶	12セント	12セント	1 ポンド
	優良な紅茶または他の紅茶	21セント	20セント	1 ポンド
	すべてのヒーチュン茶	40セント	40セント	1 ポンド
	他の全ての緑茶	24セント	24セント	1 ポンド
その他の方法で輸入された全てのお茶	ポヒー茶	15セント	12セント	1 ポンド
	優良な紅茶または他の紅茶	27セント	20セント	1 ポンド
	すべてのヒーチュン茶	50セント	40セント	1 ポンド
	他の全ての緑茶	30セント	24セント	1 ポンド
	コーヒー	4セント	5セント	1 ポンド

出所：Tariff Acts passed by Congress from 1789 to 1909, First report on the public credit

は、適度な関税であれば、輸入を抑制することなく歳入関税の役割を果たす。そして得られた関税収入を製造業支援の助成に回すことが可能になるということだ。¹⁴

さらに1790年1月19日の下院の要請に従って、1790年4月23日に「輸入財に対する関税を課す法の運営（Operations of the Act of Laying Duties on Imports）」がハミルトンによって下院に伝達された。

こうした報告を踏まえて、1790年4月27日、議会はリバーモア（Edward Livermore）が議長を務める財務長官の報告書に関する全院委員会に分かれて決

議を行った。¹⁵ 外国産の蒸留酒1ガロン当たり、20から40セントの関税を課すこと、そして1ガロン当たり9から25セントの物品税を国産の蒸留酒に課するという決議である。こうした決議に基づいた法案は詳細に議論された。法案の中の物品税に対する反対があり、最終的には5月11日にはこの法案全体が却下された。¹⁶ その中で米国に輸入されたワインと蒸留酒ならびにコーヒーと茶に関しての全院委員会決議の関税とハミルトン推奨の従量税を比較したものが表2である。この表から分かるように、ここではハミルトン推奨の従量税はかなり受け入れられている。

歳入のための条項を作る必要があったが、物品税の手段は却下されたので、6月21日に債務利子支払計画のための委員会が設置された。フィッツサイモンズがその委員長である。¹⁷ 6月29日にフィッツサイモンズ委員長が米国債務支払利子の条項作成計画の口頭報告を行い、この報告は全院委員会に委ねられた。¹⁸ 7月2日、下院は特定品目の関税増加の決議に合意した。¹⁹ 7月19日に下院ではこの法案が可決された。²⁰ 8月5日に上院はいくつかの修正条項を付けたが、この法案を可決した。そして下院がそれに同意することを望む旨を下院に伝達した。²¹ 8月9日、下院は公債削減条項作成法案に関する全院委員会に分かれて、この法案の修正を行った。そして下院に報告された。その最終稿は可決された。²² この立法過程を見ると、委員会の名称に「公債削減」や「米国債務支払利子」といった用語が付けられていることから、この関税法は歳入確保を目指すものであることが表面的には読み取れる。²³

4. 1790年関税法の特徴

1) 債務履行のための歳入関税

序文では「政府支援と米国債務履行という事情により、該当する関税の増加を必要となさしめている (whereas the support of government and the discharge of the said debts, render it necessary to increase the said duties :)」と書かれている。すなわち関税の増加は歳入確保を目的とすることが謳われている。そして第7節では公債返済がなされるまでこの法は有効であるとしている。つまり1789年法の施行期限を無効なものとしている。第7節は「そしてさらに次のように制定する。すなわち、債務が完全に支払われ、誓約され充当された目的が完全に果たされるまで、この法によって課されたいくつかの関税は継続的に収集され支払われることとする」と謳っている。

2) 1789年関税法の内容を基本的に踏襲

1789年関税法の内容はその第1節に要約される。すなわち、政府支援、米国債務履行、製造業の奨励と保護の為に、関税が輸入された財、製品、商品に

表2 輸入財に関するハミルトン推奨関税と全院委員会決議の関税の比較

品目	ハミルトン推奨	全院委員会の対応	尺度
Dicas の液体比重計に従って標準強度を越えない10%を上回る蒸留酒	20セント	20セント	1 ガロン
Dicas の液体比重計に従って標準強度を越えずに5%を上回り10%以下の蒸留酒	21セント	21セント	1 ガロン
Dicas の液体比重計に従って標準強度を越えないせいぜい5%の蒸留酒	22セント	22セント	1 ガロン
Dicas の液体比重計に従って標準強度を上回るが、20%を越えない蒸留酒	25セント	25セント	1 ガロン
Dicas の液体比重計に従って標準強度を上回るが、20%を上回り、せいぜい40%の蒸留酒	30セント	30セント	1 ガロン
Dicas の液体比重計に従って標準強度を上回るが、40%を上回る蒸留酒	40セント	40セント	1 ガロン
ロンドン強度のマディラ・ワイン	35セント	35セント	1 ガロン
その他のマディラ・ワイン	30セント	30セント	1 ガロン
シェリー酒	25セント	25セント	1 ガロン
その他のワイン	20セント	20セント	1 ガロン
ポヒー茶	12セント	12セント	1 ポンド
優良な紅茶または他の紅茶	20セント	20セント	1 ポンド
すべてのヒーチュン茶	40セント	40セント	1 ポンド
他の全ての緑茶	24セント	24セント	1 ポンド
コーヒー	5セント	5セント	1 ポンド

出所：First report on the public credit, Annals of Congress. pp.1599-1600.

課されることが必要である。一方、1790年関税法は、米国の債務履行のために追加的な条項を与える法（An Act making further provisions for the payment of the debts of the United States）という名称を持つ。法の名称の中にこの法が歳入関税であることを明らかにしている。そしてその次の段落では、1789年法の本質を踏襲し、その法の目的のために、関税を増加させることが必要にならしめていることを述べている。すなわち次のように書かれている。米国に輸入された財、製品、商品に関税を課すための法と名付けられた法によって、米国の債務履行と製造業の奨励と保護の為に、様々な関税が米国に輸入された財、製品、商品に課された。すなわち、政府支援とかかる債務履行が関税の増大を必要とさせている。

3) 製造業に対する取り扱いに関して²⁴

1790年法の序文には1789年法の序文の再掲と90年法のそれが含まれている。前者は「米国債務履行と製造業の奨励と保護」という文言が含まれるが、後者は「政府支援とかかる債務履行」と謳われ、製造業に対する直接の言及がない。ところが、89年と90年の関税率の変動を考察すると、製造業保護とは断言できないが、製造業に対して友好的な側面を多少であるが見いだすことができる。例えば、米国ロープ製造業者に対する友好的取り扱いがある。原料に対する輸入関税を高くし、それを原料とした製造品の輸入関税を高くする措置である。ロープの材料である大麻（hemp）の従量税は79年から80年の間に112ポンド当たり60セントから54セントに下がっている。一方、タールを塗った索具の従量税は112ポンド当たり75セントから100セント、タールを塗っていない索具と紡績糸の従量税は112ポンド当たり90セントから150セント。そしてロープの従量税は112ポンド当たり75セントから100セントといずれも上昇している（表5を参照のこと）。²⁵

その他の製造品に対する取扱いは89年法から90年法になってどのような変化があったであろうか。1789年4月9日、米国内生産奨励と幼稚産業保護のために、ペンシルバニアのフィッツサイモンズによって関税賦課の対象として下院に提議された輸入

品目の一覧は次の通りである（表3）。²⁶ 表3を見て興味深いことは、提議された48項目中34項目が1789年関税法で関税が課されることになったことである。フィッツサイモンズの構想は、米国を可能な限り自給自足にするという望ましい目標のためには幼稚産業の保護が必要であるということだ。それゆえ、保護品目の内容は多種多様なものが含まれている。独立戦争の間、外国からの財の輸入が中断され、それによって国内生産は利益を得たが、今や熱烈な競争に直面しなければならないことをこの一覧は示唆している。²⁷ また興味深いことにこのフィッツサイモンズの一覧の全ての品目は、偶然かもしれないが、ペンシルバニアでかなりの量が生産されていたのである。この一覧の品目にはペンシルバニアの製造業利益が大きく絡んでいた。²⁸ 参考のため、フィッツサイモンズが提議した品目の課税が89年から90年法でどのように変化したかを表4に纏めてある。

ハートレイ（Thomas Hartley）はこの案に熱狂的に賛成している。そして以下の旨の内容を述べた。かつての世界の歴史を振り返ると市場で販売する時に、米国製造業に顕著な優位を与える程の不公平な関税を外国からの輸入財に課すことによって、製造業確立に大いなる奨励を与えることは適切であると人々は考えたことを我々は知るだろう。換言すれば、幼稚産業保護をすることで将来はその産業は国家的利益をもたらす傾向があり、十分な技術があるから輸出産業にさえなるだろうと考えている。²⁹ 1789年4月15日、下院でクライマー（George Clymer）は鉄鋼の保護を求めた。米国における鉄鋼の製造は初期段階であるが、鉄鋼を作る全ての原料は国内にあり、鉄鋼業はすでに確立され、顕著な成功を収めている。フィラデルフィアの溶鉱炉はペンシルバニア議会からの少額の補助によって、2年間で300トンの生産を行い、今年年230トンの割合で生産を行っている。そして更なる奨励が多少与えられると、米国内消費を十分賄えるだろうと言う。³⁰ 同年4月17日にクライマーは紙の保護を訴えている。ペンシルバニアの製紙工場は数多いので、ペンシルバニアの大きな需要と近隣諸州の需要を満たすことができる。そして議会の奨励によってここまで

成長してきたので、奨励を継続することが賢明であろうと述べた。その結果、印刷されていない全ての本、全ての便箋、印刷用紙、包装紙、装飾用壁紙、厚紙の輸入に7.5%の従価税が課せられる合意が得られたのである。³¹ 同じ日に下院でキャロル (Daniel Carroll) は窓ガラスとその他のガラスの保護を訴えた。マリーランドでガラスの製造が始められ、顕著な成功を収めている。議会が少額の奨励を与えるなら、永久的にこの産業が確立されるだろう。そして最も大きな需要にこたえるに十分な原料は米国内にあるという。鏡、窓ガラス、その他のガラス (黒のクォートボトルを除く) に対して10%の従価税が課せられる合意を得た。³² バージニアの石炭保護も下院で訴えた。ブランド (Richard Bland) によると、バージニアに開かれている鉱山は米国全土に供給する能力があるという。そして外国の石炭輸入にある制約が課せられると、これらの鉱山は有利に働くこ

とができるかもしれないという。そして、1ブッシュェル3セントの従量税を提議した。パーカー (Jonathan Parker) もブランドの支持を訴えた。イギリスから輸入される石炭はバラストとしてやって来るし、バージニアの鉱山の働きをほとんど妨げるほど安価に販売されるので、ブランドが提議する3セントの従量税を支持するように呼び掛けた。³³ エームズ (Fisher Ames) は米国内工業の美德とそこで生産される釘に対する保護を訴えた。そして結果的に釘と犬釘は1ポンド当たり1セントの保護を得た。³⁴ コネティカットのシャーマン (Roger Sherman) は加工されたたばこに関税を課す提議をした。その自認する目的は加工たばこ製造業に保護を提供することであった。そしてさらに、その提議を説明する上で、その関税は禁止的関税に相当するべきだとの考えを述べた。その提議は議論を少しも喚起することなく採択された。すなわち加工たばこは

表3 製造業保護の目的の為に関税対象としてフィッツサイモンズによって提議された品目と実際の採択状況 (✓の印が付いているものは採択された品目)

提議された品目	1789年法	提議された品目	1789年法
ビール	✓	便箋, 印刷用紙, 包装紙	✓
エール	✓	ボール紙 (pasteboard)	✓
ポーター・ビール	✓	台所用品 (cabinet ware)	✓
牛肉		ボタン	✓
豚肉		鞍 (saddles)	✓
バター		手袋	
蠟燭	✓	帽子	✓
チーズ	✓	女性用帽子 (millinery)	✓
石鹼	✓	鉄の铸件 (castings of iron)	✓
リンゴ酒 (cider)	✓	圧延鉄 (slit or rolled iron)	✓
ブーツ (boots)	✓	皮 (leather)	✓
鉄鋼 (steel)	✓	靴	✓
ロープ (cables)	✓	スリッパ	✓
索具 (cordage)	✓	雨靴 (golo shoes)	✓
からげ糸またはより糸 (twine or pack thread)	✓	大型四輪馬車 (coach)	✓
モルト (malt)		二輪馬車 (chariot)	✓
釘 (nails)	✓	その他の四輪馬車	✓
犬くぎ (spikes)	✓	ナツメグ (nutmegs)	
画びょう (tacks)		シナモン (cinnamon)	
無頭釘 (brads)		クロープ (cloves)	
塩 (salt)	✓	干しブドウ (raisins)	
たばこ (tobacco)	✓	いちじく (figs)	
嗅ぎたばこ (snuff)	✓	スグリ (currants)	
印刷されていない書籍 (blank books)	✓	アーモンド (almonds)	

出所: Annals of Congress, p.111.

表4 フィッツサイモンズが提案し採択された保護品目の関税の比較

提議された品目	1789年法	1790年法
ビール	5セント	5セント
エール	5セント	5セント
ポーター・ビール	5セント	5セント
獣脂蠟燭	2セント	2セント
ろうでできた蠟燭または鯨ろう	6セント	6セント
チーズ	4セント	4セント
石鹼	2セント	2セント
リンゴ酒 (cider)	20セント	20セント
ブーツ (boots)	50セント	50セント
鉄鋼 (steel)	56セント	75セント
ロープ (cables)	75セント	100セント
タールを塗った索具 (cordage)	75セント	100セント
タールを塗っていない索具 (cordage)	90セント	150セント
からげ糸またはより糸 (twine or pack thread)	200セント	300セント
釘 (nails)	1セント	1セント
犬くぎ (spikes)	1セント	1セント
塩 (salt)	6セント	20セント
加工たばこ	6セント	6セント
嗅ぎたばこ (snuff)	10セント	10セント
印刷されていない書籍 (blank books)	7.5%	10.0%
便箋, 印刷用紙, 包装紙	7.5%	10.0%
ボール紙 (pasteboard)	7.5%	10.0%
台所用品 (cabinet ware)	7.5%	7.5%
ボタン	7.5%	7.5%
鞍 (saddles)	7.5%	7.5%
帽子	7.5%	7.5%
女性用帽子 (millinery)	7.5%	7.5%
鉄の鋳物 (castings of iron)	7.5%	7.5%
圧延鉄 (slit or rolled iron)	7.5%	7.5%
皮 (leather)	7.5%	7.5%
靴	7セント	7セント
スリッパ	7セント	7セント
雨靴 (golo shoes)	7セント	7セント
大型四輪馬車 (coach)	15%	15.5%
二輪馬車 (chariot)	15%	15.5%
その他の四輪馬車	15%	15.5%

出所: *Tariff Acts passed by Congress from 1789 to 1909*

表5 1789年関税法と1790年関税法の従価税の比較

1789年品目	関税率	尺度	1790年品目	関税率	尺度
諸国から輸入された全てのジャマイカ強度の蒸留酒	10セント	1 ガロン	Dicas の液体比重計に従って標準強度を越えない10%を上回る蒸留酒	12セント	1 ガロン
			Dicas の液体比重計に従って標準強度を越えずに5%を上回り10%以下の蒸留酒	12.5セント	1 ガロン
			Dicas の液体比重計に従って標準強度を越えないせいぜい5%の蒸留酒	13セント	1 ガロン
			Dicas の液体比重計に従って標準強度を上回るが、20%を越えない蒸留酒	15セント	1 ガロン
			Dicas の液体比重計に従って標準強度を上回るが、20%を上回り、せいぜい40%の蒸留酒	20セント	1 ガロン
			Dicas の液体比重計に従って標準強度を上回るが、40%を上回る蒸留酒	25セント	1 ガロン
その他の蒸留酒	8セント	1 ガロン			
モラス (糖蜜)	2.5セント	1 ガロン	モラス (糖蜜)	3セント	1 ガロン
マディラ・ワイン	18セント	1 ガロン			
			ロンドン強度のマディラ・ワイン	35セント	1 ガロン
			その他のマディラ・ワイン	30セント	1 ガロン
			シェリー酒	25セント	1 ガロン
その他全てのワイン	10セント	1 ガロン	その他のワイン	20セント	1 ガロン
大樽に入ったビール、エール、ポーター	5セント	1 ガロン	大樽に入ったビール、エール、ポーター	5セント	1 ガロン
瓶入りのりんご酒、ビール、エール、ポーター	20セント	1 ダース	瓶入りのりんご酒、ビール、エール、ポーター	20セント	1 ダース
麦芽	10セント	1 ブッシュェル	麦芽	10セント	1 ブッシュェル
ブラウンシュガー	1セント	1 ポンド	ブラウンシュガー	1.5セント	1 ポンド
棒砂糖	3セント	1 ポンド	棒砂糖	5セント	1 ポンド
その他全ての砂糖	1.5セント	1 ポンド	その他全ての砂糖	2.5セント	1 ポンド
コーヒー	2.5セント	1 ポンド	コーヒー	4セント	1 ポンド
ココア	1セント	1 ポンド	ココア	1セント	1 ポンド
全ての獣脂蠟燭	2セント	1 ポンド	全ての獣脂蠟燭	2セント	1 ポンド
ろうでできた蠟燭または鯨ろう	6セント	1 ポンド	ろうでできた蠟燭または鯨ろう	6セント	1 ポンド
チーズ	4セント	1 ポンド	チーズ	4セント	1 ポンド
石鹸	2セント	1 ポンド	石鹸	2セント	1 ポンド
			コショウ	6セント	1 ポンド
			ピメント (pimento)	4セント	1 ポンド
ブーツ	50セント	1 足	ブーツ	50セント	1 足
革製の全ての靴 (スリッパまたは雨靴)	7セント	1 足	革製の全ての靴 (スリッパまたは雨靴)	7セント	1 足
絹または織物でできたすべての靴またはスリッパ	10セント	1 足	絹または織物でできたすべての靴またはスリッパ	10セント	1 足
ロープ (cables)	75セント	112ポンド	ロープ (cables)	100セント	112ポンド
タールを塗った索具	75セント	112ポンド	タールを塗った索具	100セント	112ポンド
タールを塗っていない索具と紡績糸	90セント	112ポンド	タールを塗っていない索具と紡績糸	150セント	112ポンド
より糸と東ねたより糸	200セント	112ポンド	より糸と東ねたより糸	300セント	112ポンド
未加工の鉄鋼	56セント	112ポンド	未加工の鉄鋼	75セント	112ポンド
釘と犬釘	1セント	1 ポンド	釘と犬釘	1セント	1 ポンド
塩	6セント	1 ブッシュェル	塩	20セント	1 ブッシュェル
加工たばこ	6セント	1 ポンド	加工たばこ	6セント	1 ポンド
嗅ぎたばこ	10セント	1 ポンド	嗅ぎたばこ	10セント	1 ポンド
インディゴ	16セント	1 ポンド	インディゴ	25セント	1 ポンド
			綿	3セント	1 ポンド
羊毛と綿カード	50セント	1 ダース	羊毛と綿カード	50セント	1 ダース
			鉛の棒とその他の鉛	1セント	1 ポンド
石炭	2セント	1 ブッシュェル	石炭	3セント	1 ブッシュェル
漬け魚	75セント	1 バレル	記載なし		
干し魚	50セント	100ポンド	記載なし		
大麻 (hemp)	60セント	112ポンド	大麻 (hemp)	54セント	112ポンド
トランプ	10セント	1 組	トランプ	10セント	1 組
中国またはインドから輸入された茶(船の所有の影響あり)					
ボヒー茶	6セント	1 ポンド	ボヒー茶	10セント	1 ポンド
優良な紅茶または他の紅茶	10セント	1 ポンド	優良な紅茶または他の紅茶	18セント	1 ポンド
すべてのヒーチュン茶	20セント	1 ポンド	すべてのヒーチュン茶	32セント	1 ポンド
他の全ての緑茶	12セント	1 ポンド	他の全ての緑茶	20セント	1 ポンド
欧州から輸入された全てのお茶					
ボヒー茶	8セント	1 ポンド	ボヒー茶	12セント	1 ポンド
優良な紅茶または他の紅茶	13セント	1 ポンド	優良な紅茶または他の紅茶	21セント	1 ポンド
すべてのヒーチュン茶	26セント	1 ポンド	すべてのヒーチュン茶	40セント	1 ポンド
他の全ての緑茶	16セント	1 ポンド	他の全ての緑茶	24セント	1 ポンド
その他の方法で輸入された全てのお茶					
ボヒー茶	15セント	1 ポンド	ボヒー茶	15セント	1 ポンド
優良な紅茶または他の紅茶	22セント	1 ポンド	優良な紅茶または他の紅茶	27セント	1 ポンド
すべてのヒーチュン茶	45セント	1 ポンド	すべてのヒーチュン茶	50セント	1 ポンド
他の全ての緑茶	27セント	1 ポンド	他の全ての緑茶	30セント	1 ポンド

出所：Tariff Acts passed by Congress from 1789 to 1909

表6 1789年関税法と1790年関税法の従量税の比較

1789年法の品目	従価税率	1790年法の品目	従価税率
鏡, 窓ガラス, その他のガラス(黒のクォートボトルを除く)	10%	鏡, 窓ガラス, その他のガラス(黒のクォートボトルを除く)	12.5%
		大理石, スレート, その他の石, れんが, タイル, 石版, モルタル	10%
磁器, 石器, 陶器	10%	大理石, スレート, そして一般的な石でできたその他の器具, 陶器	10%
火薬	10%	火薬	10%
油で溶かれた全ての塗料	10%		
装飾バックルと膝バックル	10%		
金と銀のモール, そして金箔と銀箔	10%		
印刷されていない全ての本	7.5%	印刷されていない全ての本	10%
全ての便箋	7.5%	便箋	10%
印刷用紙	7.5%		
包装紙	7.5%	包装紙	10%
装飾用壁紙	7.5%	装飾用壁紙	10%
厚紙	7.5%	厚紙 (pasteboard)	10%
		羊皮紙と上質皮紙 (vellum)	10%
		絵と印刷物	10%
		画家用染料 (黒色顔料を含むが, 通常染めものに使われるものを除く)	10%
		時計と携帯用の小さな時計	10%
		靴と膝バックル	10%
		雑貨 (先に列挙された品目は除く) すなわち, シナモン, 小球根, メース(香辛料), ナツメグ, ジンジャー, アニスの実 (香辛料), 小粒の種なし干しぶどう (料理用), ナツメヤシの実, イチジク, プラム, プルーン, 干しぶどう, 砂糖菓子, オレンジ, レモン, ライム, そして概して全ての果物とコンフィット (果物またはクルミの入った球状の糖菓), ケーパー (セイヨウフウチョウブクのつぼみの酢漬け), 全ての種類の漬け物	10%
		油	10%
		粉状の辛子	10%
全ての台所用品	7.5%	台所用品 cabinetware	7.5%
全てのボタン	7.5%	ボタン	7.5%
全ての鞍	7.5%	鞍	7.5%
全ての皮手袋	7.5%	皮手袋	7.5%
ビーバー, 毛皮, 羊毛, またはそれらを混合したものからできた帽子	7.5%	ビーバー, フェルト, 毛皮, 羊毛, またはそれらのいくつかを混合したものからできた帽子	7.5%

1789年法の品目	従価税率	1790年法の品目	従価税率
全ての出来合いの女性用帽子	7.5%	全ての出来合いの女性用帽子	7.5%
全ての鉄の鋳物と圧延鉄	7.5%	全ての鉄の鋳物と圧延鉄	7.5%
全てのなめされるか仮処理された皮または加工処理された皮そして全ての皮製品（ただし他の等級に査定されたものを除く）	7.5%	全てのなめされるか仮処理された皮そして、皮が主要な価値を持つ商品であるところの全ての製品（ただし他の等級に査定されたものを除く）	7.5%
杖, ステッキ, 鞭	7.5%	杖, ステッキ, 鞭	7.5%
出来合いの衣類	7.5%	出来合いの衣類	7.5%
全てのブラシ	7.5%	ブラシ	7.5%
金, 銀, メッキ製品と宝飾物と模造宝石	7.5%	金, 銀, メッキ製品と宝飾物と模造宝石	7.5%
鋳と全ての精巧に作られたスズ製品とシロメ製器物	7.5%	鋳と全ての精巧に作られたスズ製品, シロメ制器物, 銅製品またはそれらのいくつかから成るか, それらすべてのものから成るもの	7.5%
		医薬 (medical drugs) ただし, 通常染料に使われるものは除く	7.5%
		じゅうたん, 敷物類	7.5%
		全てのベルベット, 裏地が綿のベルベット (velverets), サテン, そしてその他	7.5%
		精巧に作られた絹製の衣服	7.5%
		キャンブリック生地, 唐縮緬, 厚手のモスリン, ローン生地, レース, ガーゼ, インド更紗, 着色されたキャラコ, 南京木綿	7.5%
		米国ではない船舶または貨物船でインド・中国から直接輸入された全ての商品, 物品, 製品は茶を例外として, 12.5%の従価税が課される。	12.5%
全ての大型四輪馬車, 軽量四輪馬車, その他の四輪馬車そして, 全ての軽量二人乗り二輪馬車, 軽量一人乗り二輪馬車, またはその他の二輪馬車またはそれらの部品	15%	全ての大型四輪馬車 (coaches), 軽量四輪馬車 (chariots), 二頭立て四輪馬車 (phaetons), 軽装二人乗り二輪馬車 (chaises), chairs solos or その他の大型四輪馬車 (other carriages), または大型四輪馬車の部品 (parts of carriages)	15.5%
その他全ての商品, 物品, および製品はそれらの輸入時に輸入した場所で5%が課税される。ただし以下の物は除外される。		その他全ての商品, 物品, および製品は5%の従価税が課される。ただし以下の物は除外される。	
		金銀地金	
硝石 (saltpetre)		硝石 (saltpetre)	
波型のブリキ板 (tin in pigs)		波型のブリキ板 (tin in pigs)	
ブリキ板		ブリキ板	
		合金の真ちゅう (brass teutenague) ³⁶	
銅			
古い白目 (old pewter)		古い白目	

1789年法の品目	従価税率	1790年法の品目	従価税率
真ちゅう			
鉄と黄銅ワイヤー		鉄と黄銅ワイヤー	
銅板		銅板	
羊毛		羊毛	
綿			
染料木		染料木	
生皮			
ビーバーやその他全ての皮　そして鹿革			
		生皮と皮 (raw hides and skins)	
		全ての種類の生の毛皮 (undressed fur)	
		焼きせっこう (Plaster of Paris)	
染料専用の薬品		染料専用の薬品	
		船や貨物船の航海用物資 (sea stores)	
		服	
		書籍	
		家具 (household furnitutre)	
		米国に居住に来た人たちの職業・仕事の為の道具	
		神学校での学びの為に特に輸入された哲学的器具	
		輸入される時に使われる同じ船または貨物船で外国港または外国の地に再輸出される予定のすべての財	

出所：Tariff Acts passed by Congress from 1789 to 1909

1ポンド当たり6セント，そして嗅ぎたばこは1ポンドにつき10セントの課税が合意された。³⁵

4) その他

表6は1789年と1790年関税法の従価税が課せられる品目を記載してある。後者では品目が多少増加し，税率が高くなったものもあるが，概して顕著な変化はない。

コーヒー，茶は当時，米国でほぼ生産することができなかったから，課税の目的は歳入であって，ほとんど議論することなく課税の対象となった。1789年関税法では1ポンド当たり2.5セントの従量税が課されていた。議会年代記によると，議論がほとんどなかったので変動の理由は，1790年4月27日は5セント，8月4日は4セントという風に変動し，1790年関税法では4セントになった。コーヒーは17世紀にイタリアとオランダ商人によって北米に持ち込ま

れたという説があるから，当時は米国内での生産は多くなかったと思われる。³⁷

5. むすびにかえて

歳入調達的手段として米国の2番目の関税法が世に出たわけである。1789年法の審議過程で米国議会では製造業保護に反対する意見もあったが，結果的に，消費者の代表ではなく，製造者の意見が多く関税法に反映した。関税は間接税であり，輸入財に課され，税関吏によって徴収され，政府に納められるのであるが，突き詰めていけば，輸入財を購入する消費者がその税金を支払うわけだ。この手法は微妙である。なぜなら通常，消費者は関税が購入価格をどれだけ増加させるかを知ることがない。商人は関税額にふさわしいように財の販売価格を調整するか

らである。³⁸ すなわち、消費者の立場からすると、輸入財の購入行為によってどれだけ納税したか定かでない。それゆえ、税金を嫌悪する人々からも、特に税金を意識させることなく、税金を取ることができる。このようにして保護関税は勝者と敗者を比較のはっきりさせるが、敗者の立場に置かれている人たち（消費者）は敗者であることを意識しがたいのである。為政者は納税者がもっとも反対しにくいし、徴収しやすい手段を選択した。

この関税法を土台として、1790年関税法ではさらに政府の必要を満たす歳入確保の名目で関税率の引き上げがなされた。つまり、最初の関税法で組み込まれた様々な製造業保護の要因は含まれたままである。1790年以降の関税法を考察することにより、製造業保護の動向がさらに明らかになると思われる。幼稚産業保護の弱点とは一度保護が与えられると、最初は保護は「一時的な制度」であると謳われても、実際は「一時的」とはどれだけ長い期間を表すか、不明瞭になってしまうことだ。理論的には、生産開始から世界市場価格（自由貿易価格）と該当産業の該当財の生産費用が同じになる時点までが、一時的であると思うのだが。この考えはあまり現実的ではない。

かつて関税は、自国の産業保護のためではなく歳入確保の手段としてしか考えられなかったが、独立戦争中に発展した国内製造業は、戦後特に1780年頃に流入してきた安価な英国商品から悪影響を受けた。一方では公債の返済のために歳入確保が必要であった。こうした状況が、歳入確保を主目的とするが、同時に製造業保護の意味合いを持つ関税法を導いたと考えられる。それが1789年と1790年関税法の共通した特徴である。³⁹

1789年から1790年への関税適用の範囲や関税率の動向を見ると、これらの関税はいわゆる「保護関税」ではなく、保護の意図を持った関税であった。89年法の平均関税率がわずか7.5%しかなかったことがすぐ明白になり、90年法で多少の関税の引き上げが見られた。その後、関税の引き上げは継続的になされていくが、1800年頃には、従価税のおおよその平均が13%になった。1808年には保護関税的な特徴が

観察された。すなわち、輸入財に対するおおよその平均関税率は28.5%であった。こうした数値を単純比較すれば、初期の法は製造業発展の野望を達成するための十分な保護手段ではなかったと考えられる。⁴⁰

註

- 1 Lovette, W.A. Eckes, JR. A.E. and Brinkman, R.L. pp.55-6に当時の状況の説明がある。
- 2 Thompson. p.50. フィッツサイモンズの働きかけの結果として、関税の増加と保護品目がマディソンの本来の法案に加えられた。本来は歳入目的のこの関税法案に保護関税の要因が加えられる状況を Taussig が説明している。Taussig (1905). pp.13-15.
- 3 *Annals of Congress*, House of Representatives, 1st Congress, 1st Session, Washington D.C.: Gales & Seaton. p.152.
- 4 *Annals of Congress*, House of Representatives, 1st Congress, 1st Session, Washington D.C.: Gales & Seaton. pp.106-8. 貿易の無秩序な状況に関しては Carey. p.32を参照せよ。
- 5 Conti. p.2. 同様な説明は Northrup, Cynthia Clark and Turney, Elaine C. Prange. (2003; vol.1) p.238.
- 6 Banning. p.299.
- 7 *Annals of Congress*, House of Representatives, 1st Congress, 1st Session. p.107. 国防の目的で海外からの供給から独立することが必要であると説いている。p.118.
- 8 *Annals of Congress*, House of Representatives, 1st Congress, 1st Session, pp.358-360.
- 9 the Joint committee on printing. p.15. Stanwood. p.72.
- 10 この報告は文書でなされるのが下院で可決されている。*Annals of Congress*, House of Representatives, 1st Congress, 2nd Session, p.1081.
- 11 近い数値を Benson が掲げている。p.16.
- 12 Hamilton (1904). pp.271-3. Stanwood.p.74. 数値は異なるが、同様な記述は Northrup, Cynthia Clark and Turney, Elaine C. Prange. Vol.1p.357にもある。
- 13 Northrup の見解である。その根拠は不明。ただし、1789年法がハミルトン関税であるという見解もある。Logan は1790年関税法はハミルトンの鼓舞の下で施法されたとしている。Logan. p.14.
- 14 Lovette, W.A. Eckes, JR. A.E. and Brinkman, R.L. pp.58. 議員の中には高い保護関税を望む者もいたが、ハミルトンが関税に対する節度を求めた。適度な関税であれば、貿易を抑制することなく、歳入関税の役割を果たすと考えられたからである。
- 15 *Annals of Congress*, House of Representatives, 1st

- Congress, 2 nd Session, pp. 1599–1600. Stanwood. p. 74.
- 16 *Annals of Congress*, House of Representatives, 1 st Congress, 2 nd Session. p. 1619. Stanwood. p. 74.
- 17 *Annals of Congress*, House of Representatives, 1 st Congress, 2 nd Session. p. 1700. Stanwood. p. 74.
- 18 *Annals of Congress*, House of Representatives, 1 st Congress, 2 nd Session. p. 1711. Stanwood. p. 75.
- 19 *Annals of Congress*, House of Representatives, 1 st Congress, 2 nd Session. p. 1715. Stanwood. p. 75.
- 20 *Annals of Congress*, House of Representatives, 1 st Congress, 2 nd Session. p. 1741.
- 21 *Annals of Congress*, House of Representatives, 1 st Congress, 2 nd Session. p. 1761.
- 22 *Annals of Congress*, House of Representatives, 1 st Congress, 2 nd Session. p. 1764.
- 23 Stanwood. p. 75. Ashley も資金調達増大を満たすために関税増加がなされたと考えている。p. 172. Knowles も歳入の必要のため関税を増大させた述べている。p. 290
- 24 製造業保護や奨励に関して、輸入財の課税導入がどのように動議されたかは、Thompson. pp. 61–2., Currie. pp. 56–7., Benson. pp. 9–15. を参照のこと。
- 25 Stanwood. p. 75.
- 26 *Annals of Congress*, House of Representatives, 1 st Congress, 1 st Session. p. 111.
- 27 Benson. p. 11. マリーランドのスミス (Smith) が独立戦争後の国内産業の窮乏を訴えている。*Annals of Congress*, House of Representatives, 1 st Congress, 1 st Session. pp. 120–1. ただし、サウス・カロライナは一覧にある品目の生産がほとんどなかったため、かかる品目に対する関税賦課を除外したかったであろう。Elkins and McKittrick. p. 66
- 28 Elkins and McKittrick. p. 66.
- 29 *Annals of Congress*, House of Representatives, 1 st Congress, 1 st Session. pp. 114–5.
- 30 *Annals of Congress*, House of Representatives, 1 st Congress, 1 st Session. pp. 153–4.
- 31 *Annals of Congress*, House of Representatives, 1 st Congress, 1 st Session. p. 174.
- 32 *Annals of Congress*, House of Representatives, 1 st Congress, 1 st Session. p. 174.
- 33 *Annals of Congress*, House of Representatives, 1 st Congress, 1 st Session. p. 177.
- 34 *Annals of Congress*, House of Representatives, 1 st Congress, 1 st Session. pp. 163–5.
- 35 *Annals of Congress*, House of Representatives, 1 st Congress, 1 st Session. pp. 174.
- 36 鉱物学にある名称ではなく、1730年頃、バーミンガムに住むスプーン製造者の名前 (Teufenague または Teutan) からきているという。スズと少量のアンチモンの合金である。http://www.archive.org/stream/elementaryintro00philrich/elementaryintro00philrich_djvu.txt (2012年9月14日アクセス)
- 37 Jones. p. 340.
- 38 より厳密に言えば、関税賦課は国内価格に全く影響を与えない場合、課税額だけ国内価格を上昇させる場合、または、価格に全く影響を与えない場合と課税額だけ影響を与える場合の間の中間の影響を与える場合があり得る。
- 39 1789年の関税は穏やかな保護関税であり、その直後に続いた諸関税は主に歳入調達を目的として課せられたという評価がある。Hacker. p. 308. 1790年から1816年の間に成立した25の関税法はほとんど全てが保護よりも歳入を目的とする関税であるという評価もある。Crompton. p. 30.
- 40 Low. pp. 6–7, Taussig. p. 15, Frederick. p. 74, Faulkner. p. 159を参照のこと。

参考文献

- Ashley, Percy. *Modern Tariff History Germany–United States–France*. London: John Murray. 1920.
- Banning, Lance. *The Sacred Fire of Liberty: James Madison and the Founding of the Federal Republic*. Ithaca, NY.: Cornell University Press. 1995.
- Benson, William Edmunds. *A Political History of the Tariff 1789–861*. Xlibris Corporation. 2010.
- Carey, Matthew. *The new olive branch or, An attempt to establish an identity of interest between agriculture, manufactures, and commerce*, Philadelphia: M. Carey & Son. 1820.
- Conti, Delia B. *Reconciling Free Trade, Fair Trade, and Interdependence: The Rhetoric of Presidential Economic Leadership*. Westport, CT.: Praeger. 1998.
- Crompton, George. *The Tariff: An Interpretation of a Bewildering Problem*. New York: Macmillan Co. 1927.
- Currie, David P. *The Constitution in Congress: The Federalist Period 1789–1801* Chicago: University of Chicago Press. 1997.
- Elkins, Stanley. and McKittrick, Eric. *The Age of Federalism*. New York: Oxford University Press. 1995.
- Elliott, Orrin Leslie. *The tariff controversy in the United States, 1789–1833 With a Summary of the Period before the Adoption of the Constitution*. Palo Alto, California: The University. 1892.
- Faulkner, Harold Underwood. *American Economic History*. 5th ed. New York: Harper & Brothers. 1924.
- Frederick, John H. *The Development of American Commerce*. New York: D. Appleton and Company. 1932.

- Hacker, Louis M. *The Triumph of American Capitalism: The Development of Forces in American History to the End of the Nineteenth Century*. New York: Simon & Schuster. 1940.
- Hamilton, Alexander. *The Works of Alexander Hamilton*, ed. By Henry Cabot Lodge Federal Edition. New York: G.P. Putnam's Sons, In 12 vols. Vol.2. 1904.
- Jennings, Walter W. *A History of Economic Progress in the United States*. New York: Thomas Y. Crowell. 1926.
- the Joint committee on printing. *Tariff acts passed by the Congress of the United States from 1789 to 1909 including all acts, resolutions, and proclamations modifying or changing those acts*. Washington: Government Printing Office. 1909.
- Jones, Geoffrey. *Multinationals and Global Capitalism: From the Nineteenth to the Twenty-First Century*. Oxford: Oxford University Press. 2005.
- Knowles, L.C.A. *Economic Development in the Nineteenth Century France, Germany, Russia, and the United States*. London: George Routledge & Sons, Ltd. 1936.
- Lodge, Henry Cabot. *The Works of Alexander Hamilton*. Vol.II. New York: The KnickerBocker Press. 1904.
- Logan, John A. *The Great Conspiracy: Its Origin and History*. New York: A. R. Hart & Co. 1886.
- Lovette, W.A. Eckes, JR. A.E. and Brinkman, R.L. *U.S. Trade Policy: history, theory, and the WTO*. New York: M.E. Sharpe. 1999.
- Low, Maurice, *Protection in the United States, A study of the American tariff system and its economic and social influences*. London: P.S. King & Son. 1904.
- Northrup, Cynthia Clark and Turney, Elaine C. Prange. *Encyclopedia of Tariffs and Trade in U.S. History. Volume: 3*. Westport, CT.: Greenwood Press. : 2003. pp.28-32.
- Northrup, Cynthia Clark and Turney, Elaine C. Prange. *Encyclopedia of Tariffs and Trade in U.S. History. Volume: 2. Debating the Issues: Selected Primary Documents*. Westport, CT: Greenwood Press. 2003.
- Northrup, Cynthia Clark and Turney, Elaine C. Prange. *Encyclopedia of Tariffs and Trade in U.S. History. Volume: 1. The Encyclopedia* Westport, CT: Greenwood Press. 2003.
- Rabbeno, Ugo. *The American Commercial Policy: Three Historical Essays*. London: MacMillan. 1895.
- Stanwood, Edward. *American Tariff Controversies in the Nineteenth Century*. Archibald Constable & CO., Ltd. 1903.
- Taussig, F.W. *The Tariff History of the United States*. Sixth ed. New York: G.P. Putnam's Sons. 1905.
- Thompson, R.W. *The History of Tariff Protective Laws*. Chicago: R. S. Peale & Co. 1888.